

年 月 日

衆議院議長殿
参議院議長殿

介護保険制度における利用料負担の 廃止等を求める請願書

請願団体 障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会
東京都新宿区大久保 1-1-2 富士一ビル4F
TEL03-3207-5937 FAX03-3207-5938

請願人 住所

氏名

印

紹介議員

請願趣旨

「なぜ、障害者が65歳になると、従来受けてきたサービスを継続できないのか」「なぜ、いままで無料でサービスを受けていたのに、介護保険サービスの利用によって有料になるのか」。

障害者総合支援法と介護保険制度上の年齢によるサービス利用の区分・格差の不合理的な問題が、障害者・家族を混乱させ、サービスの利用における内容制限・時間短縮やあらたな負担問題などをつくり出しています。

とりわけ、障害者総合支援法第7条（介護保険優先原理）の規定によって、障害福祉サービスであっても、介護保険に「相当」「類似」するサービスは介護保険での提供とされ、また住民税非課税世帯に対し、障害福祉サービスの利用料が無料であるにもかかわらず、介護保険サービスは利用料を徴収されるなど、障害者の生活実態を無視していることはいうまでもなく、2つの制度の整合性からいっても納得できるものではありません。

私たちは、こうした問題をなくすために、介護保険制度における保険料負担を大幅に軽減するとともに、利用料負担をなくすことを強く要望しています。また、障害者総合支援法第7条を廃止し、障害者本人の選択によるサービス利用ができるよう願っています。このことは、障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会の『骨格提言』にある、「介護保険対象年齢になった後でも、従来から受けていた支援を原則として継続して受けることができるものとする」という提言と重なる願いです。

つきましては、以下の項目を早急 to 実施していただくよう請願致します。

請願項目

1. 介護保険制度における保険料負担を大幅に減額するとともに、利用料負担はなくしてください。当面、障害者総合支援法と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収はやめてください。
2. 障害者総合支援法の第7条(介護保険優先原理)をなくし、介護保険・自立支援給付のどちらかを障害者本人が選択できるようにしてください。

募金にもご協力ください！

国会請願行動など、運動推進のために活用させていただきます。

氏 名	住 所

募 金